

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 社団法人デジタル放送推進協会（以下「本協会」という。）は、この利用規約（以下「本規約」という。）の規定に基づき、本協会が国からの暫定的難視聴対策事業に係る補助金の交付及び別表第1号に掲げる放送事業者の分担金の支給を受け、地上アナログテレビ放送が終了する平成23年7月24日（ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日）までに地上系の放送基盤により地上デジタルテレビ放送が視聴できない世帯及び非世帯施設に対し、地上系の放送基盤による恒久的な対策が終了するまでの間、それまで視聴していた地上アナログテレビ放送に相当する放送について、暫定的に放送衛星を用いた地上系の放送番組の同時再放送（再送信）による放送の視聴を可能とするための放送（以下「地デジ難視対策衛星放送」という。）を提供します。

2 本協会は、日本放送協会（以下「NHK」という。）の行う放送受信契約のうち特別契約の対象となる世帯及び非世帯施設に対して地デジ難視対策衛星放送を提供します。

(用語の定義)

第2条 本規約中の次に掲げる用語の意味は、本条に示すとおりとします。

- 一 「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者を行い、日常的に居住していない別荘等の家屋を含む。
- 二 「非世帯施設」とは、世帯以外の事業所等の施設をいう。
- 三 「ホワイトリスト」とは、総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会において策定・公表される地デジ難視対策衛星放送の利用対象地区等が示された地デジ難視対策衛星放送対象リストをいう。
- 四 「B-CAS社」とは、地デジ難視対策衛星放送の限定受信システムの管理を行う株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズをいう。
- 五 「B-CASカード」とは、B-CAS社が貸与するカードであって、デジタル放送用受信機（以下「受信機」という。）に挿入されることにより当該受信機を制御するICを組み込んだものをいう。
- 六 「地域協議会」とは、全国地上デジタル放送推進協議会の全国32の地方組織であって、NHK、民間放送事業者及び総務省総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）等で構成されるものをいう。
- 七 「受信設備」とは、地デジ難視対策衛星放送を受信するためのアンテナ、受信機及びその付属器具（接続するための配線等を含み、B-CASカードは除く。）をいう。
- 八 「受信設備整備支援」とは、国からの補助金の交付を受けて受信設備を有していない世帯に対して地デジ難視対策衛星放送の受信に必要な最小限の受信設備を整備する支援をいう。
- 九 「基幹放送局提供事業者」とは、放送法第2条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者であって、本協会の放送番組を放送するものをいう。
- 十 「利用者個人情報」とは、利用者（この号においては、地デジ難視対策衛星放送を利用する者を行い、申込みをする者又は利用が終了した者を含む。）の個人に関する情報であって、氏名、住所その他の記述等により当該利用者を特定又は識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。）をいう。
- 十一 「デジサポ」とは、本協会の運営する総務省テレビ受信者支援センターであって、本協会が各都道府県に設置し、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱に基づくデジタル

受信相談・対策事業を実施する組織（各地域支援センター）及び本協会に設置し、各地域支援センターにおいて実施する当該デジタル受信相談・対策事業を統括する組織（統括本部）により構成されるものをいう。

（地デジ難視対策衛星放送の実施期間）

第3条 地デジ難視対策衛星放送の実施期間は、平成22年3月から平成27年3月末までとし、平成27年3月末をもって、地デジ難視対策衛星放送を終了します。なお、終了年月日は変更される場合があります。

第2章 放送利用手続き

（放送利用の対象等）

第4条 地デジ難視対策衛星放送の利用（以下「放送利用」という。）の対象は、ホワイトリストに掲載された対象地区（以下「対象地区」という。）及び対象地区を除く日本国内の地区において地上アナログテレビ放送の終了前にNHKの地上アナログテレビ放送が受信できない地区（建築物その他の工作物の影響により受信できない場合を除く。以下「アナログ難視聴地区」という。）の世帯及び非世帯施設とし、当該世帯及び非世帯施設を利用対象者といいます。

（放送利用の単位等）

第5条 放送利用の手続きは、世帯単位又は非世帯施設単位で行います。

2 放送利用ができる受信機の数、世帯にあつては1世帯当たり3台までとし、非世帯施設にあつては、必要と認められる場合には1施設当たり3台を超えることができます。

（放送利用の申込み）

第6条 放送利用の申込みをする者（以下「利用申込者」という。）は、本協会が発行する世帯用利用申込書又は非世帯施設用利用申込書（以下「利用申込書」という。）により、本協会に申込みを行うものとします。この場合において、世帯の利用申込みにあつては、代表者（世帯主等）の氏名及び住所を確認できる公的書類（住民票、住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、健康保険証又は外国人登録証のいずれか）の写しを提出するものとします。ただし、運転免許証、健康保険証又は外国人登録証の写しをもって氏名及び住所を確認する場合は公共料金の領収書の写しを提出するものとします。非世帯施設の利用申込みにあつては、公的書類（事業所証明書、登記事項証明書、納税証明書又は公共料金領収書のいずれか）の写しを提出するものとします。

2 前項の世帯用利用申込書に記載する名前及び住所は、提出する公的書類及び公共料金の領収書に記載するものと、非世帯施設用利用申込書に記載する施設所在地は、提出する公的書類に記載するものと同一とする必要があります。

3 利用申込者は、本協会において身分証明証を発給した調査・工事担当員に第1項に定める公的書類を提示したときは、公的書類の写しを提出したものとみなすことができます。

4 前項のほか、ホワイトリストに包括的に掲載される技術的な要因（原因が不特定のもの）により難視となる世帯及び非世帯施設（以下「デマンド難視世帯等」という。）のうち受信設備整備支援を必要としない場合並びに工事遅れ等の技術的な要因以外で地上デジタル放送が視聴できない世帯及び非世帯施設（以下「一時利用世帯等」という。）の場合は、公的書類の写しの提出を不要とします。

5 第1項の放送利用の申込みの際に登録ができるB-CASカードの枚数は、3枚以内とします。ただし、非世帯施設にあつては、第10条に規定する放送の利用の開始以降に1施設当たり3枚を超えて追加登録することができます。

（放送利用の非承諾）

第7条 本協会は、次の各号に掲げる場合は、放送利用の申込みを承諾しないことがあります。

- 一 利用申込者が住所を確認できる公的書類の写しを提出しない場合又は提出された公的書類の写しから住所を確認できない場合
- 二 利用申込者が利用内容確認書(誓約書)を提出しない場合又は本規約を遵守しないおそれがあると認められる相当な理由がある場合
- 三 利用申込者が地デジ難視対策衛星放送の提供に関し、著作権その他の知的財産権、その他本協会の権利を侵害し、又は利益を損なうおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- 四 利用申込者が地デジ難視対策衛星放送を放送法及び他の法令に反する目的で利用し、又は利用するおそれがあると認められる相当の理由がある場合

(放送利用の申込受付期間等)

第8条 放送利用の申込みの受付は、対象地区の場合は、原則、地上アナログテレビ放送が終了する平成23年7月24日(ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日)までの期間とし、対象地区への転入による利用対象者にあつては、利用対象者となった日から第6条の規定に基づく利用申込みを受付けます。

(放送利用の通知等)

第9条 本協会は、第6条の利用申込みがあつた場合は、その内容及び住所が対象地区及びアナログ難視聴地区(以下「対象地区等」という。)であるかを確認した後、その利用申込者に放送利用を承諾する旨又は承諾しない旨を通知します。

2 放送利用の申込みは、利用申込者からの利用内容確認書の提出によって手続きが完了します。

(放送利用の開始日)

第10条 放送利用の開始日は、本協会が利用申込者に通知する放送利用の決定の日からとします。

(放送利用の変更届)

第11条 第6条の利用申込者又は第9条第2項の規定により放送利用の手続きを完了した者(以下「利用者」という。)は、利用申込書に記載した事項(氏名又は施設名その他住所、電話番号、B-CASカードの番号等)に変更が生じた場合は、本協会に、本協会が指定する様式により、その変更の届出をするものとします。

(利用料)

第12条 地デジ難視対策衛星放送の放送番組の視聴に当たっての利用料は、無料です。

第3章 地デジ難視対策衛星放送の提供

(地デジ難視対策衛星放送の提供)

第13条 本協会は、地デジ難視対策衛星放送として、別表第1号に掲げる放送事業者の地上デジタルテレビ放送の放送番組を提供します。

2 前項の地デジ難視対策衛星放送は、限定受信システムによる受信制御(放送利用の開始前に放送番組を視聴できないようにするもの)を行います。

(視聴できる放送番組)

第14条 利用者は、ホワイトリストに掲載された放送番組を視聴できるものとします。

2 アナログ難視聴地区については、視聴できる放送番組は、NHK総合及びNHK教育とします。

(放送時間)

第15条 本協会は、地デジ難視対策衛星放送の実施期間中、放送設備の故障その他のやむを得ない事情がある場合を除き、別表第1号に掲げた放送事業者の放送番組を同時再放送(再送信)

します。

(故障及びメンテナンス等)

- 第16条 地デジ難視対策衛星放送の放送番組の視聴に障害があった場合であつて、本協会の放送設備に何らかの異常があったときは、本協会の責任において必要な措置を講じるものとし、その視聴障害の原因が利用者又は第三者の責めに帰すべき事由若しくは天災、事変及び降雨減衰その他の事象に起因するときは、本協会は一切の責任を負いません。
- 2 B-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合においては、B-CAS社が定めた「B-CASカード使用許諾契約約款」の規定に基づき、B-CAS社の責任において正常なカードと取替えがなされます。
- 3 本協会は、放送設備の維持管理のため、地デジ難視対策衛星放送の電波を一時的に停止することがあります。

第4章 禁止事項等

(禁止事項)

- 第17条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはなりません。
- 一 B-CASカードの改造若しくは改ざん又は譲渡等による第三者の使用等「B-CASカード使用許諾契約約款」において禁止されている行為並びに受信設備の改造、改ざん又はB-CASカードによらない地デジ難視対策衛星放送の視聴
- 二 地デジ難視対策衛星放送に著作権その他の知的財産権、その他本協会の権利を侵害し又は利益を損なう行為
- 三 地デジ難視対策衛星放送を用いた法令に違反する行為
- 四 利用者が放送利用の申込みの際、申込み手続きに必要な事項として本協会が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なることを告げる行為
- 2 利用者が前項に違反して本協会に損害を与えた場合においては、本協会は利用者に対し損害の賠償を請求することがあります。

(免責事項)

- 第18条 本協会は、次に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 天災、事変及び降雨減衰その他の事象に起因する視聴障害
- 二 本協会の責に帰す、又は帰さない事由にかかわらず、地デジ難視対策衛星放送の停止
- 三 利用者若しくは第三者の行為に起因し、又は受信設備若しくはB-CASカードに起因する異常

第5章 放送利用の終了

(視聴可能による終了)

- 第19条 放送利用の終了は、次の各号に定めるところによるものとします。この場合において、本協会は、当該放送利用の終了について利用者には通知することとし、利用者は、当該放送利用の終了に関する手続きをする必要はありません。
- 一 利用者（次号及び第三号に該当するものを除く。）の利用申込書に記載した住所において地上デジタルテレビ放送の視聴が可能となった日の属する月の翌月から起算して7ヶ月を経過した日まで
- 二 デマンド難視世帯等の利用者のうち居住地（非世帯施設にあつては所在地。以下「居住地等」という。）に係る地域協議会によって当該デマンド難視世帯等が難視聴ではないと判断

された場合には、本協会が当該利用者に通知した日まで

三 一時利用世帯等の利用者は、第10条に規定する放送利用の開始日の属する月の翌月から起算して7ヶ月を経過した日まで

(転出による終了)

第20条 利用者は、対象地区等から対象地区等外に転出する場合は、本協会の指定する様式により、本協会に通知し、当該通知を本協会が受け取ったことをもって放送利用を終了するものとします。

2 前項に該当する利用者のうち居住地等が属する対象地区等と異なる対象地区等に転入した場合は、再度、第6条に規定する放送利用の申込みを行うことができます。

(視聴可能及び転出以外の理由による終了)

第21条 利用者は、第19条及び前条による理由以外の理由で放送利用を終了しようとする場合は、本協会の指定する様式により、本協会に通知し、当該通知を本協会が受け取ったことをもって放送利用を終了するものとします。

(放送利用の一時停止等)

第22条 本協会は、次の各号に掲げる場合には、利用者に対して地デジ難視対策衛星放送の提供を一時停止又は放送利用を終了できるものとします。

一 利用者が本規約に違反した場合

二 利用者が本協会の提供する地デジ難視対策衛星放送を、業務等で不特定若しくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信若しくは配信で使用することを目的とする場合等の世帯視聴目的以外で使用する場合（非世帯施設が本協会の放送利用の決定を受け放送利用する場合を除く。）

三 利用者が日本国外において、地デジ難視対策衛星放送を視聴している場合又はそのおそれがあると認められる場合

四 利用者が第17条第1項に掲げる禁止事項を行った場合又はそのおそれがあると認められる場合

2 次の各号の場合により地デジ難視対策衛星放送の提供が不可能な事態が生じた場合においては、放送利用は終了するものとします。

一 本協会の衛星基幹放送業務の認定が取り消され、又は更新されなかった場合

二 基幹放送局提供事業者の無線局の免許が取り消され、又は再免許が拒否された場合

三 別表第1号に掲げる放送事業者から再放送（再送信）同意が取り消され、又は更新されなかった場合

四 本協会が地デジ難視対策衛星放送を提供するために必要な放送設備又は視聴管理設備に回復不能の損害が生じた場合

五 放送衛星局（本協会の放送番組を放送する設備が設置された人工衛星の無線局）又はアップリンク施設（本協会の放送番組を放送衛星局に送信する施設）に回復不能の損害が生じた場合等本協会と基幹放送局提供事業者との間の放送局設備供給契約が履行されない場合

六 その他本協会が地デジ難視対策衛星放送を提供することが客観的に不可能な事態が生じた場合

第6章 利用者個人情報の取扱い

(利用者個人情報の取扱い)

第23条 本協会は、保有する利用者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）及び放

送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という。)に基づくほか、本協会が指針第28条の規定に基づいて定める基本方針(以下「個人情報管理規程」という。)及び本規約の規定に基づいて適正に取扱います。

- 2 個人情報管理規程には、本協会が保有する利用者個人情報に関し、利用目的、利用者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」という。)が本協会に対して行う各種求めに関する手続、苦情処理の手続その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを本協会ホームページ(URL: <http://www.dpa.or.jp/>)に公表します。
- 3 本協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、利用者個人情報を取り扱うとともに、保有する利用者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

(利用者個人情報の利用目的等)

第24条 本協会は、次に掲げる目的で、利用者個人情報を取り扱います。

- 一 放送利用の決定及び継続に関すること
 - 二 地デジ難視対策衛星放送の提供に係る限定受信システムによる受信制御に関すること
 - 三 B-CASカードユーザー登録
 - 四 本人に対する通知、連絡
 - 五 本人からの問合せ、苦情等に対する応対
 - 六 地デジ難視対策衛星放送の向上を目的とした視聴者調査
 - 七 受信設備の設置及びアフターサービス
 - 八 地デジ難視対策衛星放送の視聴状況等に関する各種統計処理
 - 九 地デジ難視対策衛星放送の提供に関連しての第三者への提供(第3項に該当する場合に限る。)
- 2 本協会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、利用者個人情報を取り扱うことはありません。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 3 本協会は、保有する利用者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません(第三者への提供には、次条の規定により利用者個人情報の取扱いを委託する場合は含みません。)。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - 一 本人が書面等により同意した場合
 - 二 本人の求めに応じて当該利用者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は個人情報管理規程に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - ア 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ 第三者に提供される利用者個人情報の項目
 - ウ 第三者への提供の手段又は方法
 - エ 本人からの求めに応じて当該利用者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - 三 放送利用の申込みが行われた際に、B-CAS社が行うB-CASカードユーザー登録に必要な限度で利用者個人情報をB-CAS社に提供する場合(これらの利用者個人情報の変

更が生じた場合に本協会からB-CAS社へ連絡して登録情報の修正を行う場合を含む。)、並びに利用者からB-CASカードの紛失等の連絡、交換依頼等を受けた際に本協会がB-CAS社に対して必要な連絡を行う場合

四 放送利用の申込みが行われ、受信設備整備支援を行う際に必要な取付け工事等を行う場合において、当該工事を行う者に対して、受信設備整備支援の業務を円滑に行うために必要な限度で利用者個人情報を提供する場合

五 本協会が利用申込者の放送利用を決定した後、総務省地デジチューナー支援実施センターが行う支援の対象者の資格要件を確認するために必要な限度で利用者個人情報を総務省地デジチューナー支援実施センターに提供する場合

六 本協会が利用申込者の放送利用を決定した後、NHKが行う放送受信契約の確認及び案内のために必要な限度で利用者個人情報(本号においては、非世帯施設に関する情報を含む。)をNHKに提供する場合(これらの利用者個人情報の変更が生じた場合に本協会からNHKへ連絡して登録情報の修正を行う場合を含む。)。この場合において、NHKは当該利用者個人情報をNHK個人情報保護規程に則って適正に取り扱うものとします。

七 デマンド難視世帯等において放送利用の申込みが行われた際に、地上デジタルテレビ放送の難視聴の調査・確認するために必要な限度で利用者個人情報をデジサポ、居住地等に係る地域協議会及び居住地等を管轄する地方公共団体に提供する場合

八 一時利用世帯等において放送利用の申込みが行われた際に、地上デジタルテレビ放送の受信状況又は申込みを確認するために必要な限度で利用者個人情報をデジサポ、総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター、居住地等に係る地域協議会及び居住地等を管轄する地方公共団体に提供する場合

4 本協会は、本人から、本協会が保有する利用者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態においてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 本協会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(利用者個人情報の取扱いの委託)

第25条 本協会は、利用者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

2 前項の委託をする場合は、利用者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の利用者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

3 本協会は、第1項の委託先との間で、利用者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4 前項の契約には、第1項と委託先が利用者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、前二項と同様の措置を講じる旨の内容を含めます。

(安全管理措置)

第26条 本協会は、利用者個人情報の安全管理のため、利用者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他、指針第10条から第15条までに定める措置を講じます。

(本人による開示の求め)

第27条 本人は、本協会に対し、個人情報管理規程に定める手続きにより、本協会が保有する本人に係る利用者個人情報の開示（利用者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。）の求めを行うことができます。

2 本協会は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じ。）当該情報を開示します。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

3 前二項の規定にかかわらず、当該利用者個人情報の存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第3条各号に該当することになる場合又は当該利用者個人情報が6ヶ月以内に消去されるものである場合には、本協会は開示要求を拒否することができるものとします。

4 本協会は、第2項ただし書及び前項の規定に基づき利用者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、文書でその旨通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

（本人による利用停止等の求め）

第28条 本人は、本協会が保有する自己の利用者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、個人情報管理規程に定める手続きにより、本協会に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- 一 利用者個人情報の内容が事実ではないという理由による利用者個人情報の訂正、追加又は削除
- 二 利用者個人情報が第24条第1項又は第2項の規定に違反して取り扱われているという理由による利用者個人情報の利用の停止又は消去
- 三 利用者個人情報が第24条第3項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による利用者個人情報の第三者への提供の停止

2 本協会は、前項の求めに理由があると認めるときには、遅滞なく、求めに応じた措置を講じます。ただし、前項第二号又は第三号の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場合その他困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

3 本協会は、前項により講じた措置の内容（措置を講じない場合はその旨）を本人に対し遅滞なく文書により通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

（本人確認と代理人による求め）

第29条 本協会は、第24条第4項、第27条第1項又は第28条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、個人情報管理規程に求める手続により行います。

2 本人は、第24条第4項、第27条第1項又は第28条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

（本人の求めに係る手数料）

第30条 本協会は、第24条第4項及び第27条第1項の求めを受けた場合は、別表第2号に定める手数料を請求します。

2 前項に定める場合のほか、手数料に係る手続は、個人情報管理規程に定めます。

（苦情処理）

第31条 本協会は、利用者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2 前項の苦情処理の手続は、個人情報管理規程に規定します。

(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

第32条 本協会は、第24条第4項、第27条第1項又は第28条第1項の規定に基づく求め、前条の規定に基づく苦情、その他利用者個人情報の取扱いに関する問合せについては、次の窓口において受け付けます。

地デジ難視対策衛星放送受付センター

住所：神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工業横浜ビル10階

電話：045-345-0522（9:00～18:00／土日祝及び年末年始を除く。）

(保存期間)

第33条 本協会は、保有する利用者個人情報の保存期間を別表第3号に定め、これを超える利用者個人情報については、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

(利用者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

第34条 本協会は、本協会が取り扱う利用者個人情報の漏えいがあった場合には、本人の連絡先が分からない場合等本人に連絡を取ることが困難な場合を除き、速やかに、その事実関係を本人に通知するよう努めます。

2 本協会は、本協会が取り扱う利用者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき可能な限り公表するよう努めます。

3 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第27条第2項各号の規定に該当する場合には、この限りではありません。

第7章 その他

(本協会の代理人等)

第35条 放送利用の申込み、終了等放送利用の手続きに関する本協会からの通知は、特段の記載のない限り本協会が指定する者が行うものとします。

(権利の譲渡)

第36条 利用者は、放送利用上の権利、義務その他放送利用上の地位の全部又は一部について譲渡、質入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。

(放送利用上の地位の承継)

第37条 相続により、利用者の放送利用上の地位は承継されるものとします。

2 利用者の放送利用上の地位を承継した者は、速やかに本協会が指定する方法により、承継の事実及び本協会が指定する事項を本協会に通知するものとします。

付 則

本規約は、平成22年1月29日より施行します。

付 則

本規約は、平成23年3月1日より施行します。

付 則

本規約は、平成23年4月1日より施行します。

付 則

本規約は、平成23年7月22日より施行します。

別表第1号（第13条関係）

放送事業者名	放送番組名
NHK	NHK総合、NHK教育
日本テレビ放送網株式会社	日本テレビ
株式会社テレビ朝日	テレビ朝日
株式会社TBSテレビ	TBSテレビ
株式会社テレビ東京	テレビ東京
株式会社フジテレビジョン	フジテレビ

放送番組は、東京地区で放送している地上デジタルテレビ放送の番組です。ただし、一の時間帯に放送している番組が複数ある場合には、主たる放送の放送番組となります。画質は、標準画質とし、データ放送及び双方向サービスについては利用できませんが、字幕放送は視聴可能です。

別表第2号（第30条関係）

利用者が行う求めの種別	手数料
利用者個人情報の利用目的通知請求及び開示請求	1,050円（税抜1,000円）

別表第3号（第33条関係）

種類	保存期間
放送利用に係る本協会が保有する利用者個人情報	地デジ難視対策衛星放送の終了まで